【モデル管理の実施方法の細目】

遠隔点呼に係る報酬その他管理の実施方法の細目

　○○運送株式会社（以下「甲」という。）及び△△物流株式会社（以下「乙」という。）は、道路運送法第35条もしくは貨物自動車運送事業法第29条に基づき、甲が経営する旅客もしくは貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の受委託に基づき、この管理の実施方法の細目を定めるものとする。

　（目的）

第１条　この管理の実施方法の細目は、契約書に基づく受委託業務の実施方法、委託料、甲及び甲の○○営業所（以下「甲営業所」という。）の運転者並びに乙及び乙の△△営業所（以下「乙営業所」という。）の運行管理者等の職務、権限等について定めるものである。

　（委託料の金額等）

第２条　甲は乙に対し、契約書第３条に掲げる委託料として、受委託に係る点呼（以下「受委託点呼」という。）１回につき○○○円を、毎月○○日締め、翌月○○日払いで支払う。

　※　この条における委託料の算定方法等は、例示である。

　（受委託点呼実施者）

第３条 乙は、受委託点呼実施者の名簿及び受委託点呼実施者が運行管理者の場合にあっては運行管理者選任届出書の写しを、補助者の場合にあっては運行管理者資格者証の写し又は基礎講習の修了証書の写しを、それぞれ甲に提出しなければならない。

２　乙は、受委託点呼実施者を新たに選任又は解任した場合は、遅滞なく甲に変更した名簿等を提出しなければならない。

　（情報の収集）

第４条　受委託点呼実施者は、受委託業務に当たっては、気象状況、道路状況等を的確に把握しなければならない。

　（緊急連絡等）

第５条　受委託点呼実施者は、乗務前に係る受委託点呼において、第７条第２項に規定する書類等、同条第３項に規定する報告、受委託点呼を受けている運転者の状況、アルコール検知器による検知結果等から、当該運転者に運行を認めるべきではないと判断した場合は、当該運転者にその旨及び理由を説明した上で、速やかに、甲に連絡しなければならない。

２　受委託点呼実施者は、乗務前に係る受委託点呼において、第７条第２項に規定する書類等及び同条第３項に規定する報告により、法令違反を発見した場合は、受委託点呼を中止し、受委託点呼を受けている運転者に中止した旨及び理由を説明した上で、速やかに、甲に連絡しなければならない。

３　前項の規定により、受委託点呼実施者から連絡があった場合において、甲が当該運転者に運行をさせようとするときは、法令違反がある場合は、その是正措置を講じた上で、甲営業所の運行管理者が点呼を行い、運行の可否を判断しなければならない。

４　甲は、第１項及び第２項の場合において、受委託点呼を受けた運転者が運行できなかったことに対し、乙に賠償を求めてはならない。

５　受委託点呼実施者は、乗務後に係る受委託点呼において、アルコール検知器による検知結果、第８条第１項に規定する報告等により、法令違反を発見した場合は、受委託点呼を受けている運転者にその旨を説明した上で、速やかに、甲に連絡しなければならない。

６　受委託点呼実施者は、乗務前に係る受委託点呼において、発着地又は運行経路において災害及び気象に関する警報が発令されたときや、運行経路において災害等により大規模な通行止め規制が実施されたとき等運行に危険が生じるおそれがあるときは、その状況等について、甲に連絡しなければならない。この場合において、甲が運行を行わせると判断したときは、甲は、受委託点呼を受けている運転者に対する適切な指示その他輸送の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。

７　乙は、全ての受委託点呼実施者が不在となった場合、全てのアルコール検知器が故障した場合等受委託業務を行うことができなくなったときは、直ちに甲に連絡しなければならない。

８　甲は、長期間（おおむね１ヶ月間以上）受委託点呼のみを受け、甲営業所の運行管理者と対面しない運転者に対しては、当該運転者作成に係る乗務等の記録を十分に確認し必要な教育を行うほか、指導監督を適切に行うことにより、当該運転者の安全意識の向上等に努めなければならない。

　（甲の提出書類等）

第６条　甲は、契約書第４条第２項に規定する運転者等の名簿のほか、受委託点呼を受けさせる運転者等に係る下記の書類を、あらかじめ乙と電磁的方法で共有しなければならない。

　　①　運転者台帳の写し（「運転者の健康状態」の項目を除く。）

　　②　直近の健康診断結果の概要（自動車の安全な運転に関連する項目に限る。）が分かる書類

　　③　病歴（自動車の安全な運転に関連するものに限る。）が分かる書類

　　④　服用している薬（自動車の安全な運転に関連するものに限る。）が分かる書類（使用上の注意が分かる書類を含む。）

　　⑤　運転者の顔写真付きの証明書（免許証、変更前の乗務員証等）

２　甲は、受委託業務の対象とする事業用自動車の定期点検整備に係る点検整備記録簿の写しを、あらかじめ乙と電磁的方法で共有しなければならない。

４　甲は、前二項の書類等について変更があった場合、遅滞なく、変更した書類等を乙に電磁的方法で共有しなければならない。

５　甲は、毎週○曜日までに、次の週に受委託点呼を受けさせる予定の運転者等の氏名、日付、時刻並びに乗務前及び乗務後の区分を記載した予定表を、乙に電磁的方法で提出しなければならない。この場合において、受委託点呼実施前に運転者等が変更となったときは、遅滞なく乙に連絡しなければならない。

　※　この項における予定名簿の提出方法については例示であり、例えば月単位や数日間単位における予定表の提出でも可である。

　（乗務前点呼の実施方法）

第７条 甲は、乗務前の受委託点呼を受ける運転者に対し、当該日の運行の計画について、電話やメール等で指示しなければならない。

２　甲もしくは乗務前の受委託点呼を受ける運転者は、自己に関する下記の書類等を受委託点呼実施者に遠隔点呼画面上で提示または電磁的方法で共有しなければならない。

　　①　前日の勤務状況が分かる書類

②　点呼当日の運行計画が分かる書類

③ 運転免許証

④ 乗務に係る事業用自動車の自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険証明書

３　乗務前に係る受委託点呼を受ける運転者は、乗務に係る事業用自動車の日常点検結果及び甲営業所の整備管理者による運行の可否の決定結果を受委託点呼実施者に報告しなければならない。

４　受委託点呼実施者は、乗務前に係る受委託点呼を行ったときは、点呼の実施記録を行い、甲営業所と電磁的方法で共有しなければならない。なお、乙は当該電磁的記録を１年間保存しなければならない。

　（乗務後点呼の実施方法）

第８条　乗務後に係る受委託点呼を受ける運転者は、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況等について、受委託点呼実施者に報告しなければならない。

２　受委託点呼実施者は、乗務後に係る受委託点呼を行ったときは、点呼の実施記録を行い、甲営業所と電磁的方法で共有しなければならない。なお、乙は当該電磁的記録を１年間保存しなければならない。

　（甲営業所の運行管理者による点呼の実施）

第９条　甲は、甲営業所の運行管理者による点呼が、受委託点呼の回数を含んだ甲営業所の総点呼回数の３分の１以上となるよう措置しなければならない。

　（契約の履行）

第１０条　本実施細目に定めがない場合及び疑義が生じた場合は、その都度甲及び乙が協議の上決定するものとする。

　別表（参考としてご記入ください）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受委託点呼実施者の数 | 運行管理者 | ○人 |
| 補助者 | ○人 |
| 受委託業務の対象とする運転者等の数 | | ○人 |
| 受委託業務の対象とする事業用自動車の数 | | ○台 |
| 乙営業所の事業用自動車の台数 | | ○台 |